

税のお知らせ

7月の納税等

固定資産税／第2期
 国民健康保険税／第2期
 後期高齢者医療保険料／第2期
 介護保険料／第2期
 農業集落排水処理施設使用料／第2期
 保育料／7月分
 納期限／8月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用ください。

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のための調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部を拝見し、使用資材等を調査させていただきます。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますので皆様のご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行います。但し、留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査にお伺いします。

●家屋を取り壊された場合

家屋を取り壊された場合、「家屋滅失届」を提出してください。提出がないと、そのまま課税されますのでご注意ください。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●問合せ先

総務部税務課



軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

軽自動車等を譲渡、または盗難などで現に所有していない場合でも、廃車・名義変更などの手続きが済んでいないと、次年度以降も税金を納めていただくこととなります。

廃車・名義変更などの手続きは4月1日までにお願います。軽自動車税は普通自動車税と異なります。

月割制度がありません。よって4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でもその年度の軽自動車税は全額課税されます。

手続きを忘れたため「納税通知書が送付された」、または「届かなかった」などのトラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。他の人に依頼した場合には、必ず確認してください。

●問合せ先

総務部税務課

海で安全に楽しく遊ぶためのお願い 名古屋海上保安部

- 子どもからは絶対に目を離さないでください!
- ボートに乗るとき、防波堤で魚釣りをするときは大人も子どももライフジャケットを着用しましょう!
- 風が強い日や海が荒れているときは、海に近付かない!
- 連絡手段の確保!
防水バック等に入れた携帯電話を持ちましょう!
- 海の事故は118番に電話速報!

●問合せ先

名古屋海上保安部
 ☎052-661-1615



警察からののお知らせ けいさつだより 飛島村内犯罪状況 (28年5月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
5月	0	0	0	0	0
1~5月	1	0	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
5月	1	0	0	0	1
1~5月	2	0	0	0	1
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
5月	0	7	0	1	
1~5月	7	9	0	8	

